

公募型プロポーザル方式による手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務の契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年1月24日（金）

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名 烏山地域の防災活動に関するまちづくり支援業務委託

(2) 委託予定業務

業務については、以下の内容とする。なお、以下は予定の内容であり、細部については変更となる場合がある。

(ア)まちづくりセンター管内の「避難所運営」支援

- ①避難所運営訓練に参加し、訓練の運営や内容等を検証し、その検証結果を踏まえて助言・提案をする。
- ②避難所運営会議等に参加し、最新の災害時における避難所等の情報や過去の事例等を踏まえた避難所に関する専門的な知見を提案書の中で助言・提案する。
- ③業務の対象とする避難所等について、まちづくりセンターと打ち合わせを行った上で実施する。

(イ)地区の防災活動の支援

地区防災計画の策定や検証等を行う防災塾の活動、地区防災訓練・フェアに参加あるいは、地域住民が参加する防災教室について聞き取り等、活動や訓練の内容等を検証し、その検証結果を踏まえて、訓練等の実施に係る課題に対して、助言・提案をする。また各避難所の運営委員の新規勧誘活動について具体案を各まちづくりセンターに提案する。

(ウ)まちづくりセンター職員との意見交換等

地区の防災事業の課題や方向性について、まちづくりセンター職員と意見交換を行う。最新の災害時における避難所等の情報や過去の事例等を踏まえた専門的な知見に基づき、助言や提案を行う。

(エ)報告書作成

- ①訓練や会議に参加し、内容および助言、提案等をまとめた報告書を作成する

こと。なお、報告書の作成については、以下の視点を取り入れた報告書とすること。

②訓練や組織運営、また感染症などの新たな課題に対応できるものとする。

③他都市の自主防災組織での事例など、世田谷区の自主防災組織の参考となる取組みなどを紹介し、助言や提案をすること。

(オ)成果物の提出

①報告書 電子ファイル一式（CD-R又はDVD-R） 1部

※CD-R又はDVD-Rについて、最新のウイルス対策ソフトによるチェックを行い、安全であることを確認した上で、媒体表面に契約件名を明示すること。

※年度ごとに対象地区の成果物を提出すること。

②納入場所

下記「担当」あて

(3) 業務の数量

令和7年度 烏山地区

(ア)避難所運営訓練

烏山地区小学校避難所運営訓練は、4校中2校以上参加する。

事前に行う責任者会議、勉強会、反省会にも各1回それぞれ最低1回は参加する。

(イ)烏山地区防災訓練（1回）

(ウ)防災塾（1回）

(エ)訓練等に関する会議（まちづくりセンター職員とヒアリングや意見交換等を行う。2回）

令和8年度 上北沢地区、烏山地域全体

(ア)避難所運営訓練

上北沢地区小学校避難所運営訓練は、2校に参加する。

事前に行う責任者会議、勉強会、反省会にも各1回それぞれ最低1回は参加する。

(イ)上北沢地区防災フェア（1回）

(ウ)防災塾（1回）

(エ)訓練等に関する会議（まちづくりセンター職員とヒアリング意見交換等を行う。2回）

(オ)烏山地域全体の本業務総括と助言・提案

※防災塾とは、災害時に想定される様々な課題に対する対応策等や地区防災計画に掲げた課題と対応策の検証や取組みを行う。避難所運営員、町会・自治会の防災担当、消防団や関係団体等が参加している。

※地区防災訓練とは、消防、警察、ライフライン、町会・自治会、学校、PTA、

事業者などの関係団体からなる実行委員会が主体となって、上北沢、上祖師谷、烏山の3地区でそれぞれ毎年開催している。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として翌年度の契約を行う。

(令和7年度の契約期間は令和8年3月31日まで)

2 参加資格要件

次の(1)～(5)に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、必要書類(「6 参加表明書の提出内容及び方法(1)内容」を参照のこと)を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを確認された者であること。
- (3) 区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 烏山地域の防災活動に関するまちづくり支援業務委託審査委員会(以下、「審査委員会」という。)委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

3 参加表明書の確認

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための審査基準及び審査方法

- (1) 提出された提案書については、別に定める審査要領に基づき、下記①～⑤の基準により審査する。
 - ①業務実施方針(事業内容の理解度、履行の信頼度、等)
 - ②業務実施体制(業務の経験、体制の妥当性、区との連絡体制、業務担当者の経歴・資格等)
 - ③企画提案内容(説得性、実現性、問題解決手法の具体性、妥当性、等)
 - ④同様の事業実績の有無(過去または他に同様の実績がある場合はその妥当性)
 - ⑤運営に要する見積内容(記載内容の明瞭度合、価格の妥当性、等)
- (2) 審査委員会にて、審査基準に基づき提案書の評価のみによって審査する。

5 手続き等

(1) 担当所管課

担当

世田谷区烏山総合支所地域振興課地域振興・防災

住所：〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 烏山総合支所4階
連絡先：(03)3326-9249
FAX：(03)3326-1050

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和7年1月24日(金)～令和7年2月7日(金)
※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
交付場所 烏山総合支所地域振興課地域振興・防災窓口
及び世田谷区ホームページに掲載
交付方法 烏山総合支所地域振興課地域振興・防災窓口での配布
及び世田谷区ホームページ(烏山地域→烏山地域→烏山イベント情報)からのダウンロード(いずれも無償配布)
ホームページの検索メニュー→ページID番号22438を入力

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 令和7年2月7日(金)
※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
提出場所 烏山総合支所地域振興課地域振興・防災
提出方法 持参又は書留郵便(必着)

(4) 提案書の提出期間、提出場所及び方法

提出期間 令和7年2月10日(月)から令和7年3月10日(月)午後5時まで(厳守)※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
提出場所 烏山総合支所地域振興課地域振興・防災
提出方法 持参に限る

6 その他

- (1) 本件に関する説明会は実施しない。
- (2) 費用負担 本プロポーザルへの参加に要する経費について、区は一切負担しない。
- (3) 提出物の取り扱い
本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。
なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 契約 提案書をもとに最終的な仕様を決定し、契約する。
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 情報公開

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(10) 審査委員

合議により審査するため、審査委員会を設置する。別紙審査委員会設置要綱のとおり。

選定委員会の構成員は以下のとおり。

委員長 烏山総合支所長 和田 康子

委員 烏山総合支所副支所長 相馬 正信

委員 烏山総合支所地域振興課長 大谷 昇

委員 危機管理部災害対策課長 河野 雄治

委員 烏山総合支所地域振興課副参事 内田 政夫

(11) その他、詳細は実施要領および説明書による。